



宮崎県警察では、子供や女性を狙う卑劣な犯罪を防ぐため、これらの犯罪者等に対する検挙、指導・警告等の活動を行っています。

これまでは、性犯罪等やその前兆とみられる声かけ、つきまとい等の事案を「声かけ事案等」と定義していましたが、令和6年3月1日からは「声かけ事案等」の名称は廃止となり性犯罪等の前兆とみられる事案を「脅威事犯」と呼ぶことになりました。

★ 脅威事犯の発生状況(令和5年) ★

- 令和5年中、宮崎県内では、脅威事犯が**259件**発生しました。
(前年比 **+1件**)

※1 上記件数は、警察署に対して、通報、届出、相談等がなされた件数を計上しています。(法令に触れていないものも含まれています。)